

## 女性活躍推進法 駒ヶ根市社会福祉協議会行動計画

〔女性がさまざまな業務分野でいきいきと活躍できる職場環境をつくっていきます〕

### 駒ヶ根市社会福祉協議会 行動計画

職員全体の有給取得率（平均）を維持していくために、雇用環境の改善を目指し、次の行動計画を策定する。

○計画期間 令和3年4月1日 ～ 令和7年3月31日

○目標

目標：年次有給休暇取得率（令和2年度平均10日）を維持していく。

○取組内容・実施時期

取組内容：休暇を取得しやすい職場風土の醸成を進める。

令和3年4月～職場長及び社員に対するヒアリング等により休暇取得の阻害要因を把握する。

令和4年4月～休暇取得の阻害要因を解消するための方策を検討する。

令和5年4月～目標達成に向けた社内環境整備を検討・実施する。

令和6年4月～目標を検証して、次の行動計画を立案、策定する。

〔計画期間全体における取組〕

- ・女性職員の職場と家庭が両立でき、就業継続が可能となる職場風土の推進
- ・育児休業や介護休業など支援制度の労働者、管理職への周知
- ・代表者会（職場長）で年次有給休暇の意義や取得率アップについて理解を伸長する。